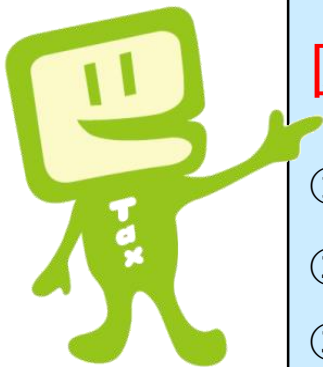


平成29年分の確定申告においてご留意いただきたい事項
(報道発表資料)

- 医療費控除が変わります・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 医療費控除とセルフメディケーション税制の減税額試算・・・・・・・・ 3
- マイナンバーの記載等をお忘れなく・・・・・・・・・・・・ 4
- 忘れていませんか、その所得 申告漏れにご注意を・・・・・・・・ 5
- 確定申告は、自宅から“インターネット”が便利です・・・・・・・・ 7



医療費控除が変わります！！！！

- ①領収書の提出等が不要となりました。
- ②明細書（集計表）の提出が必要となりました。
- ③セルフメディケーション税制が創設されました。

（通常の医療費控除）

- 医療費控除の明細書（集計表）を**提出**することにより、医療費の領収書の**提出又は提示が不要**となりました。医療費の領収書は自宅で**5年間保存**してください。
- 健康保険組合等から**医療費通知**（「医療費のお知らせ」など）の交付を受けている方は、それを利用して**明細書（集計表）を簡単に作成**することができます。

（セルフメディケーション税制）

- 特定の医薬品を購入した場合の医療費控除の特例（**セルフメディケーション税制**）が創設されました。

（減税額試算コーナー）

- 国税庁ホームページに、通常の医療費控除とセルフメディケーション税制の**減税額を試算できるコーナー**を設けました。

● 医療費控除とセルフメディケーション税制の減税額試算

医療費控除とセルフメディケーション税制はどちらか一方しか適用することはできません。

国税庁ホームページでは、これらの控除による減税額を試算し、どちらが有利か確認することができます。

医療費控除とセルフメディケーション税制の減税額等を試算できます

「通常の医療費控除」と「セルフメディケーション税制」は選択適用のため、重複して適用することはできません。どちらの控除を受けるかは申告される方が自ら選択する必要があります。

【減税額の試算】

● 次の事項を入力してください。

| | | |
|------------------------------|--|---|
| ① 平成29年分の給与収入金額 | <input type="text" value="6,350,000"/> | 円 |
| ② 控除の対象となる配偶者の有無 | <input type="text" value="有"/> | |
| ③ 控除の対象となる16歳以上の扶養親族の人数 | <input type="text" value="2"/> | 人 |
| ④ 年間医療費額 (⑤の金額を含みます。) | <input type="text" value="145,600"/> | 円 |
| ⑤ セルフメディケーション税制 対象医薬品の購入額 | <input type="text" value="45,250"/> | 円 |

※ ④、⑤については、保険金などで補てんされる金額を差し引いた後の金額を入力する。

計算する **訂正する** **クリアする**

| | |
|------------------------|------------------------|
| ↓ 通常の医療費控除 | ↓ セルフメディケーション税制 |
| 減税額は、約4,700円です。 | 減税額は、約3,500円です。 |
| (控除額は45,600円です。) | (控除額は33,250円です。) |

※ 計算された減税額等は、あくまでも概算です。実際の減税額等は、他の所得及び所得控除の金額等により異なります。

源泉徴収税額が0円の場合は、減税額に金額があったとしても、還付される金額は、ありません。

計算された減税額等は概算のため、申告書を作成する方は、「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

確定申告書には、

- ① マイナンバーの記載
- ② 本人確認書類の提出等

をお忘れなく！！



- 確定申告書には、申告するご本人の「**マイナンバーの記載**」及び「**本人確認書類の提示又は写しの添付**」が必要です。

※ ご自宅等から確定申告書を**インターネット（e-Tax）**で送信する場合、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

- 確定申告書に、**配偶者・扶養親族・事業専従者**について記載する場合には、これらの方の「**マイナンバーの記載**」も必要です。

※ これらの方の本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

- **本人確認書類**とは、次の書類をいいます。

① **マイナンバーカード**

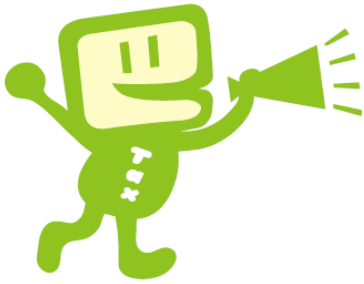
又は

② 次の「**番号確認書類**」と「**身元確認書類**」

| 番号確認書類 |
|--|
| 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》 |
| ● 通知カード |
| ● 住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限りです。) |
| などのうちいずれか1つ |



| 身元確認書類 |
|-----------------------------------|
| 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》 |
| ● 運転免許証 ● 公的医療保険の被保険者証 |
| ● パスポート ● 身体障害者手帳 |
| ● 在留カード |
| ● お持ちの方は、税務署から送付される「確定申告のお知らせ」はがき |
| などのうちいずれか1つ |



忘れていませんか、その所得！

特に、以下の副収入の申告漏れにご注意ください。

● ネットオークションやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引による所得

(具体例)

① 衣服・雑貨・家電などの資産の売却による所得

※生活に使用した資産の売却による所得は非課税（確定申告は不要）

② 自家用車などの貸付による所得

③ ベビーシッターや家庭教師などの人的役務の提供による所得

● ビットコインをはじめとする仮想通貨の売却等による所得

● 競馬等のギャンブルから生じた所得

※ **サラリーマンの方**で年末調整を受けた給与所得以外の所得が **20万円以下**の場合は、**確定申告は不要**です。

医療費控除やふるさと納税（寄附金控除）などの適用を受ける場合は、20万円以下であっても確定申告が必要です。



ご注意ください！！！！

- ① ふるさと納税の申告漏れ
- ② 予定納税額の記載漏れ
- ③ 復興特別所得税の記載漏れ
- ④ 添付書類の提出漏れ

- ふるさと納税のワンストップ特例を申請された方の**ふるさと納税の申告漏れ**による申告誤りが数多く見受けられます。
ワンストップ特例を申請された方でも「**医療費控除などの確定申告を行う場合**」や「**寄附先が5団体を超える場合**」は、**全てのふるさと納税の申告**が必要となりますのでご注意ください。
- **予定納税額の記載漏れ**による申告誤りが数多く見受けられます。
予定納税額は、税務署から送付された「平成 29 年分所得税及び復興特別所得税の**予定納税額のお知らせ**」に記載されていますので、予定納税額の記載漏れのないようにご注意ください。
- **復興特別所得税の記載漏れ**による申告誤りが数多く見受けられます。確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記載漏れのないようにご注意ください。
- **添付書類の提出漏れ**が数多く見受けられます。ご注意ください。
 - ① 給与や年金の「源泉徴収票」（原本）
 - ② 住宅借入金等特別控除を受ける場合の「売買契約書の写し」、「登記事項証明書」や「年末残高証明書」など

確定申告は**“インターネット”**が便利！

- ①必要項目を入力すれば「税金を自動計算」
- ②自宅から「インターネット(e-Tax)」又は「郵送」で



- 確定申告書は国税庁ホームページ（**確定申告書等作成コーナー**）を利用して**自宅で作成**できます。画面の案内に従って必要な項目を入力すれば、**税金の額を自動的に計算**でき、**計算誤りの心配もありません**ので、是非ご利用ください。

- **マイナンバーカードをお持ちの方は**、ICカードリーダーライター（マイナンバーカードの電子証明書を読み取るための機器）をご用意いただければ、**インターネット(e-Tax)で申告（送信）**することができます。

インターネット(e-Tax)で申告する場合、源泉徴収票や保険料控除証明書などの**添付書類を提出いただく必要はありません**^(注)し、**還付金も早く受け取ることができる**というメリットがあります。

(注) 住宅ローン控除関係書類など一定の書類については提出が必要です。
なお、提出を省略した添付書類は、法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。

- **マイナンバーカードやICカードリーダーライターをお持ちでない方**は、申告書をプリンタ^(注)で**印刷し、税務署へ郵送**してください。確定申告書等作成コーナーで申告書を作成すれば、**税務署の住所も自動的に印刷**されますので便利です。

(注) コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）をご利用いただくことも可能です。

ご自宅からの申告をサポートしています！
～「確定申告特集ページ」のご案内～

○国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）では、「確定申告特集ページ」を設け、ご自宅からの申告をサポートしています。

確定申告特集ページでは、

- パソコンで申告書を作成できる「確定申告書等作成コーナー」
- パソコンで作成した申告書をご自宅から送信できるe-Tax
- 医療費控除による減税額の試算
- お問い合わせの多い事項のQ&A

などをご利用いただけます。

【確定申告特集ページ】

申告手続やe-Taxで申告する際の注意
点について重要なお知らせとしてご案内

医療費控除とセルフメディケーション税制
の減税額等を試算できます

平成29年分 確定申告に関する情報の総合窓口

確定申告特集

所得税および復興特別所得税・贈与税
3月15日(木)までに申告・納税
個人事業者の消費税および地方消費税
4月2日(月)までに申告・納税

このページでは、個人の方に向けた所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告並びに贈与税の申告に関する情報を提供しています。

重要なお知らせ

| | | |
|--|--|--|
| <p>申告手続には</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーの記載 + ・本人確認書類の提示又は写しの添付 (e-Taxなら提示又は添付不要)が必要です | <p>医療費控除が変わります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費控除の提出書類が簡略化されます ・セルフメディケーション税制の創設 <p>医療費控除による減税額の試算はこちら</p> | <p>e-Taxで申告するには</p> <ul style="list-style-type: none"> ・e-Taxならこんないいこと ・マイナンバーカードを取得された方 ・ICカードリーダーライタの準備・確認 |
|--|--|--|

確定申告に関する
情報を見る

確定申告情報

申告書の作成・提出等、確定申告に
関する様々な情報をご案内します。

ふるさと納税を
された方へ
「ワンストップ特例」を
適用された方はご注意ください

動画で見る
確定申告
確定申告に関する
動画がご覧いただけます。

申告書を作成する

確定申告書等作成コーナーへ

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが
自動計算され、申告書等を作成することができます。



確定申告に関する情報について
分かりやすくご案内

確定申告書等作成コーナー



- 申告相談会場は原則、“**2月16日**”から開設しております。
- 署外会場を開設している場合、税務署での確定申告の相談は行っておりません。

●平成29年分確定申告の受付期間

| | |
|-----------|-------------------------------|
| 所得税等 | 平成30年2月16日(金) ~ 平成30年3月15日(木) |
| 個人事業者の消費税 | 平成30年1月4日(木) ~ 平成30年4月2日(月) |
| 贈与税 | 平成30年2月1日(木) ~ 平成30年3月15日(木) |

(注1) 所得税等の還付申告書は、上記の期間前でも提出することができます。

(注2) 税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、通常、相談・申告書の受付は行っていません。**一部の税務署**では、**2月18日と2月25日**に限り日曜日も相談・申告書の受付を行います。

●平成29年分確定申告に係る納期限・振替日

| | 納 期 限 | 振 替 日 |
|-----------|---------------|---------------|
| 所得税等 | 平成30年3月15日(木) | 平成30年4月20日(金) |
| 個人事業者の消費税 | 平成30年4月2日(月) | 平成30年4月25日(水) |
| 贈与税 | 平成30年3月15日(木) | |

(注1) 納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかります。

(注2) 振替納税をご利用の方は、事前に預貯金残高をご確認ください。残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかりますので、ご注意ください。